

七戸町低入札価格調査制度運用規定

1 対象工事 請負工事設計額が2,500万円以上の建設工事

2 調査すべき基準価格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」及び「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当である」場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次に掲げる額の合計額に当該額の100分の10に相当する額を加算した額（当該額が請負工事設計額の90パーセントに相当する額を超える場合にあっては当該90パーセントに相当する額とし、請負工事設計額の80パーセントに相当する額に満たない場合にあっては当該80パーセントに相当する額）とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

なお、下記により判断しがたい費目については、設計図書（建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）において取扱いを明示することとする。

- (1) 発注者の設計額における直接工事費（直接製作費、機器費を含む）の97パーセントに相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (2) 発注者の設計額における共通仮設費（間接労務費を含む）の90パーセントに相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (3) 発注者の設計額における現場管理費（工場管理費、据付間接費、設計技術費を含む）の90パーセントに相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (4) 発注者の設計額における一般管理費の55パーセントに相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

3 予定価格調書への基準価格の明記

調査基準価格を設定したときは、別紙1を参考に予定価格調書を作成し、その額を記載するものとする。

4 業者への周知

低入札価格調査制度の対象となる建設工事の通知書（公告等含む）には、最低制限価格の有無を記載する欄を「無」とし、余白に「低入札価格調査制度対象工事」と明記する。

5 調査基準価格未満入札への対応

調査基準価格未満の入札があった場合、入札執行者は当該入札者に対し、その場で契約意思の確認を行うこと。この際、契約意思が確認された場合には、「落札者の決定を保留します。」と宣言し、「地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定し、通知する。」旨を告げて当該入札を終了すること。

また、契約を辞退する旨の申出があった場合において、次順位者が調査基準価格未満の入札をしていたときは、同様の措置を講ずること。

6 数値的判断基準による判定

- (1) 5により入札を終了した場合は、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者につ

いて、当該入札者が入札時に提出した工事費内訳書により次の表の左欄に掲げる工事の費目ごとの金額を確認し、その金額が同表右欄に定める数値的判断基準を満たさないときは、7に定める調査を行うことなく、当該入札者を失格と判定すること。

工事の費目	数値的判断基準
直接工事費	発注者の設計額における直接工事費の75パーセント以上の金額であること。
共通仮設費	発注者の設計額における共通仮設費の70パーセント以上の金額であること。
現場管理費	発注者の設計額における現場管理費の70パーセント以上の金額であること。
一般管理費	発注者の設計額における一般管理費の30パーセント以上の金額であること。

- (2) (1)の判定により、低入札価格調査対象者又は落札者を決定するものとする。この場合において低入札価格調査対象者を決定したときは、7の調査を実施し、落札者を決定したときは、その旨を入札参加者全員に通知するものとする。

7 調査の実施

担当工事課長等は、以下の要領に従い、当該低入札価格に合理的な理由があるかどうかを調査し、低入札価格調査委員会に調査内容を報告すること。

- (1) 契約する意思が確認された場合は、入札終了後、当該入札者に対し、速やかに次により調査を行う旨を伝えること。

ア 調査をする調査項目表（別紙2－1）を配布し、速やかに調査項目について文書で回答を求めること。

イ 当該入札時に持参した工事費内訳書の内容を聴取すること。

ウ 調査対象者が調査対象予定工事を下請負させる場合は、当該工事における第1次下請予定者及びその契約予定金額を記載した書面（施工体制台帳の様式を参考に作成させる。）の提出を求めること。また、当該下請予定者からの確認書（別紙3）の提出を求めること。

- (2) 各調査項目への回答内容について、以下の点に留意して調査すること。

ア その価格により入札した理由

当該入札価格の積算内訳について以下の調査を行い、当該入札価格で当該工事の安全で良質な施工が可能かを確認する。

(ア) 仕様及び数量

- 数量総括表に対応する積算内訳になっているか。
- 設計図書での要求事項を理解して見積を行っているか。
- 指定の数量によって積算されているか。

（数量の指定のない場合は、業者の数量による。）

- 指定の工法によって施工することとしているか。

（工法指定がない場合は、その工法に安全性等の点で問題はないか。）

(イ) 資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認

められる場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

(ウ) 安全対策

安全管理等の共通仮設費の計上内容について確認する。

(エ) 現場管理費

現場管理費の計上内容について確認する。

(オ) 一般管理費

一般管理費について、発注者の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定理由について確認を行う。

イ 手持工事の状況

手持工事の状況、配置予定技術者及び技術者配置状況について、以下の調査を行う。

(ア) 手持工事の状況

契約対象工事附近における手持工事及び契約対象工事に関連する手持工事の状況から間接費の削減が可能か。

(具体的には、営業損料、現場管理費等の削減が可能であるかどうか。)

(イ) 置予定技術者及び技術者配置状況

a 工事予定箇所に関連する技術者（監理技術者等）について、配置予定を確認し、他の手持工事の状況との関係を確認する。

b 予定技術者について、名簿の提出を求め入札者との雇用関係の確認を健康保険証等の写しにより確認する。

ウ 当該工事場所と当該入札者の事務所、倉庫、資材置場、他の工事現場等との地理的条件

内容について以下の調査を行う。

(ア) 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理的条件等をかんがみ、経費等の削減が可能かどうかを確認する。

(イ) 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるのかを確認する。

エ 手持資材の状況

手持資材を当該工事で活用している場合は、具体の数量・活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について確認する。

【具体例】

①仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他二次製品を活用する。

②コンクリート用型枠等を活用する。

③安全管理資材を保有している。

④当該工事に関連する手持資材の活用に関し優位性がある。

オ 資材の購入先及び購入先と当該入札者との関係

当該工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、資材販売店等の作成した見積書により確認する。確認できない場合は、取引先の意向を確認する。

【具体例】

①手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。

②系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。

③永年にわたり取引がある。

カ 手持工事機械及び使用予定機械の供給方法

当該工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、所属等を証する資料等で確認する。

【具体例】

①手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。

②資産償却が終わっており、損料が不要となる。

③系列会社からの取引又は永年にわたり取引がある。

キ 労務者等の具体的供給方法

労務者の確保計画及び配置の内容について、以下の調査を行う。

(ア) 労務者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能であることを確認する。

(イ) 労務者について、自社の者を従事させることとなる場合には、名簿の提出を求め、雇用関係の確認を行う。

ク 下請先及び下請内容

下請業者を予定している場合は、予定している施工体制台帳、施工体系図、下請業者の見積書及び下請業者の確認書の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか及び下記の点について確認する。

(ア) 下請業者が提出された金額で契約する意思があること。

(イ) 当該金額が建設業法第19条の3の規定に違反する不当に低い請負代金でないこと。

以下の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請業者に内容の聴取を行う。

(ア) 下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合。

(イ) 下請業者の見積書等の工事内容（規格、工法及び数量等）が明確でない場合。

(ウ) 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合。

ケ 過去の町発注工事名及びその工事成績

内容について以下の調査を行う。

(ア) 過去に施工した2～3例の町発注工事（町発注工事を施工していないときは、その他の公共工事）について、その契約書、施工体制台帳、完成検査結果通知書等及び請負代金内訳書の提出を求め、内容の確認を行う。

(イ) 町発注工事において低入札受注工事の実績がある場合は、当該工事について、ア～クの内容を確認するとともに、工事成績を調査する。

コ 経営状況

(ア) 直近の審査基準日の経営事項審査結果通知書により、自己資本額、経常利益額、完成工事高等を調査し、工事を施工する能力があるか及び経営状態が著しく悪化していないかを確認する。

(イ) 信用調査機関における信用情報の有無について確認する。

サ 建設副産物の搬出地

内容について以下の調査を行う。

(ア) 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が特記仕様書等に合致しているかを確認する。

(イ) 適正な処理を行っている搬出地を選定しているか(処理価格を含む。)を確認する。

(3) (1)で提出された書類に基づき、当該入札者から聴取し、低入札価格調査書（別紙２－２～２－４）を作成、低入札価格調査結果審査申請書（別紙５）に意見を付し、低入札価格調査委員会へ報告するものとする。

(4) 調査対象者が、調査を拒否し、又は協力しない場合は、契約内容に適合した履行がされないおそれがないことが証明されないことから、この場合は、「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」に該当するものである。

8 低入札価格調査委員会

低入札価格調査委員会は、担当工事課長等が作成した低入札価格調査結果審査申請書（別紙５）及び低入札価格調査書（別紙２－２～２－４）を審査の上、契約の適否を決定する。

9 合理的な理由があると認められる基準

合理的な理由があると認められる場合は、次のすべてに合致する場合とする。ただし、具体的な施工が困難と判断される理由又はその心証が得られなかった場合は、当該入札者と契約しなければならない。

(1) 経営状況が危険でないと判断されること。

(2) 工事費内訳書及びその内容の聴取により、資材、建設機械及び労務者の供給が著しく困難とは認められないこと。

(3) 手持ち工事量等の状況から受注意欲の高さに合理的理由が認められること。

10 調査の結果、適正な履行が行われると認められる場合の措置

調査の結果、当該入札価格によっても契約の内容に適合した履行が行われ、かつ、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認めたときは、直ちに当該最低価格の入札者を落札者と決定し、その旨を別紙４を参考として入札参加者全員に通知する。

11 調査の結果、適正な履行が行われると認められない場合の措置

調査の結果、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めたときは、次順位者を落札者とする。ただし、次順位者が基準価格未満の入札をしていたときは、同様の措置を講じること。

12 次順位者を落札者とした場合の措置

次順位者（予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者）を落札者とした場合は、その旨を入札参加者全員へ通知するものとする。

13 調査結果の概要の公表

(1) 契約担当課長は、契約締結後、別紙２－４及び別紙５により調査結果等の概要を公表するものとする。

(2) (1)の公表は、契約担当課の所定の場所において、閲覧に供することにより行うものとし、その期間は、公表した日の翌日から起算して１年間が経過する日までとする。

14 監督体制

調査の結果、調査対象者が落札した場合には、契約後、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の提出及び内容の聴取

担当工事課長等は、調査対象となったすべての建設工事について、施工体制台帳の提出に当たり、必ず請負業者の責任者からその内容について聴取を行うものとする。

(2) 施工計画書の提出及び内容の聴取

担当工事課長等は、調査対象となったすべての建設工事について、施工計画書の提出に当たり、必ず請負業者の責任者からその内容について聴取を行うものとする。

15 留意事項

(1) 調査対象者が施工体制台帳及び施工計画書を提出しない場合等

調査対象者が、施工体制台帳及び施工計画書を提出せず、若しくは内容の聴取に応じず、又は提出した施工体制台帳及び施工計画書に違反した場合は、契約違反となるため、七戸町建設業者等指名停止要領に定める指名停止措置要件に該当するものである。

(2) 調査対象者が低入札価格調査実施後に当初の予定にない下請契約を締結した場合

調査対象者が、低入札価格調査を実施した後に当初の予定にない下請契約を締結した場合は、下請契約を締結した理由を文書で提出させ、下請業者から確認書（別紙３）の提出を求めて上記７（２）クの（ア）及び（イ）について確認する。

(3) 低入札価格調査書の記載内容

低入札価格調査書（別紙２－４）及び低入札価格調査結果審査申請書（別紙５）の公表に当たっては、施工体系図に記載を要しない取引業者名、下請金額、工事成績及び信用情報の部分を除いて、公表するものとする。

附 則

この要領は、平成１７年６月２０日から施行する。

附 則

この要領は、平成２２年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年１１月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２４年２月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年１月６日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月3日から施行する。
- 2 改正後の七戸町低入札価格調査制度運用規定の規定は、平成25年10月1日以降に締結する工事の請負契約について適用する。ただし、同日以後に締結する工事の請負契約であっても、平成26年3月31日までに引渡しを受けることとなるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

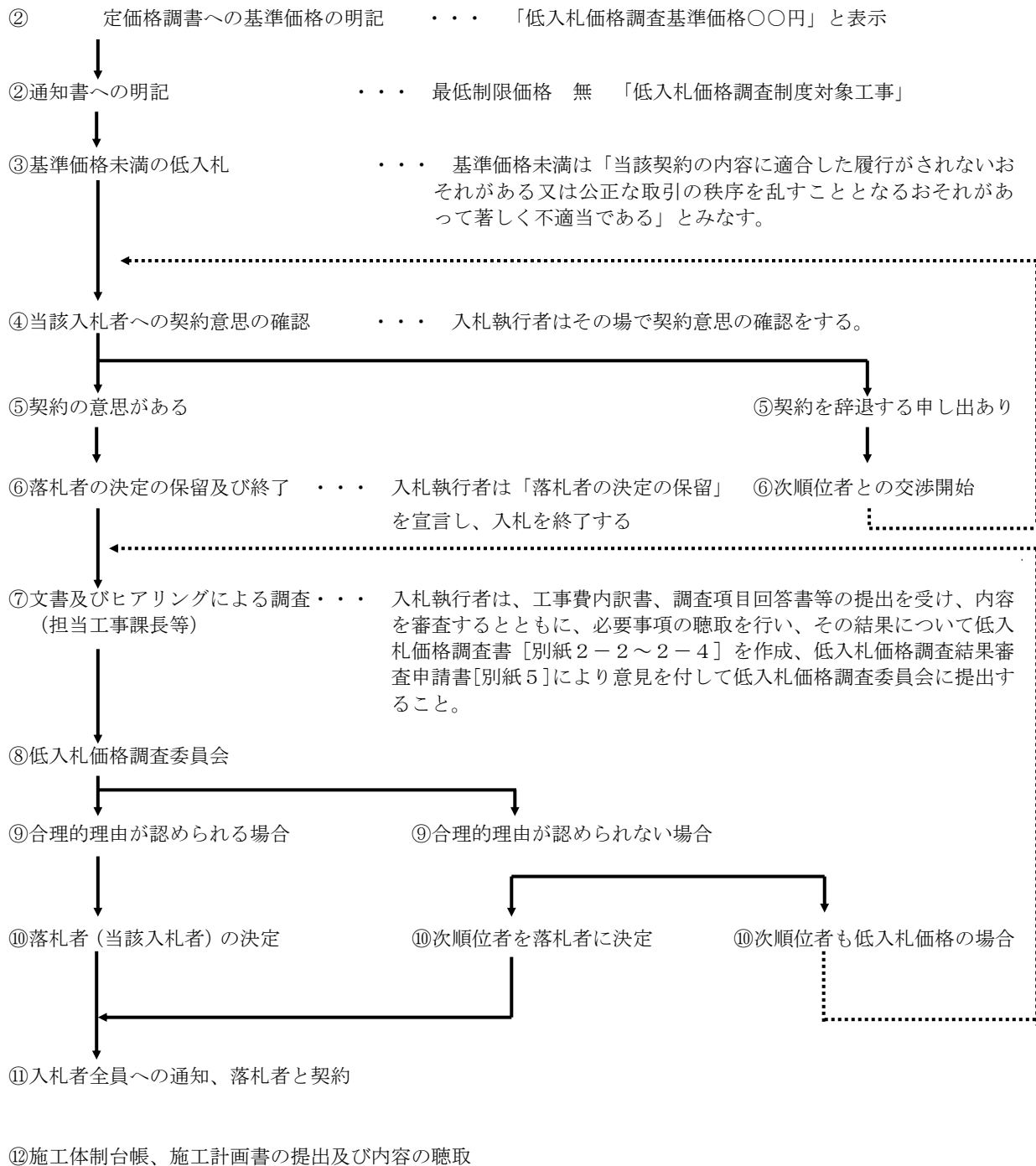
附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の七戸町低入札価格調査制度運用規定の規定は、平成31年4月1日以後に締結する工事の請負契約のうち、平成31年10月1日以後に引渡しを受けるものについて適用し、同日前に引渡しを受けるものについては、なお従前の例による。

低入札価格調査制度のフロー図



予 定 価 格 調 査 書

予 定 価 格										入 札 書 比 較 価 格 〔予定価格の 100/108〕								
	億	千	百	十	万	千	百	十	円	億	千	百	十	万	千	百	十	円

低入札価格 調 査 基 準 価 格										入 札 書 比 較 価 格 〔低入札価格調査基準価格の 100/108〕								
	億	千	百	十	万	千	百	十	円	億	千	百	十	万	千	百	十	円

工 事 番 号 第 号

工 事 名

請負工事設計額

{	工 事 価 格
	消費税相当額

上記のとおり予定価格を決定する。

平成 年 月 日

氏 名	印
七戸町長	

別紙 2 - 1

調査項目

- ① その価格により入札した理由
- ② 手持工事の状況
- ③ 当該工事場所と当該入札者の事業所、倉庫、資材置場、他の工事現場等との地理的条件
- ④ 手持資材の状況
- ⑤ 資材の購入先及び購入先と当該入札者との関係
- ⑥ 手持工事機械及び使用予定機械の供給方法
- ⑦ 労務者等の具体的供給方法
- ⑧ 下請先及び下請内容
- ⑨ 過去の町発注工事名及びその工事成績
- ⑩ 経営状況
- ⑪ 建設副産物の搬出地
- ⑫ その他

低 入 札 価 格 調 査 書

○工事概要及び聴取状況報告書

発 注 担 当 課 名	
工 事 番 号 及 び 工 事 名	
工 事 種 別	
予 定 価 格	
要 調 査 価 格	
最 低 入 札 価 格	
最低入札者及び所属等級名	
入 札 年 月 日 時	
予定工期及び可能最遅発注年月日	
聴取年月日時及び聴取場所	
説明者役職名及び氏名	
聴取者役職名及び氏名	
担当工事課長の総合評価	

別紙 2 - 3

○工事積算比較表

[単位:千円]

工 種 等	最低入札者の 工事費内訳書 (A)		発注者の積算内訳 (B)		比率 (A / B)	差額 (A - B)
		構成比		構成比		
直接工事費						
共通仮設費						
現場管理費						
一般管理費						
合 計		100%		100%		
備 考 欄						

注 (1) 本表は消費税を含まない。

(2) 工種等の区分は判明している範囲内で記入できるところまで可。したがって、分解できない場合は、合計金額の欄のみに記入しても構わない。その場合は、備考欄にその理由を簡潔に記載すること。

別紙 2 - 4

○低入札価格調査の概要

発注担当課

工 事 名

(入札日 平成 年 月 日)

調査対象業者名

項 目	内 容
1 その価格により入札した理由	
2 手持工事の状況	
3 当該工事場所と当該入札者の 事業所、倉庫、資材置場、他の工 事現場等との地理的条件	
4 手持資材の状況	
5 資材の購入先及び購入先と入 札者との関係	
6 手持工事機械及び使用予定機 械の供給方法	
7 労務者等の具体的供給方法	
8 下請先及び下請内容	
9 過去の町発注工事名及びその 工事成績	
10 経営状況	・ 年度（ 年 月決算）の経営事項審査結果における ①自己資本額 千円 ②経常利益額 千円 ③完成工事高 千円 ・ 東京商工リサーチ等における情報 無 有（ ）
11 建設副産物の搬出地	
12 その他	

別紙3

平成 年 月 日

七 戸 町 長 殿

(下請業者) 住 所
名称又は商号
代 表 者

確 認 書

第 号 工事について、下記のとおり（元請業者名）から下請けをします。
なお、当該下請金額は、建設業法第19条の3の規定に違反する不当に低い請負代金ではありません。

記

1	下請金額	円
2	工事内容	工 一式
		工 一式

別紙 4

平成 年 月 日

殿

七 戸 町 長

落 札 者 決 定 通 知 書

下記のとおり、落札者を決定したので通知します。

記

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 開 札 日

4 落札者の氏名

5 落札者の住所

6 落 札 金 額

別紙 5

平成 年 月 日

低入札価格調査委員長 殿

担 当 工 事 課 長

低入札価格調査結果審査申請書

別添の低入札価格調査書のとおり、落札者として適当・不適当と判断したので、これ
いか審査願います。

— [意 見] —

低 入 札 価 格 調 査 書

○工事概要及び聴取状況報告書

発 注 担 当 課 名	〇〇課
工 事 番 号 及 び 工 事 名	第 5 0 0 号 〇〇〇〇道路改良工事
工 事 種 別	土木工事一式
予 定 価 格	54,021 千円 [100%]
要 調 査 価 格	43,000 千円 [79.6%]
最 低 入 札 価 格	37,800 千円 [70.0%]
最低入札者及び所属等級名	〇〇〇建設(株) 土木A級
入 札 年 月 日 時	平成〇〇年〇月〇〇日 (火) 1 4 時
予定工期及び可能最遅発注年月日	予定工期 平成〇〇年〇月〇〇日～平成〇〇年〇月〇〇日 遅くとも〇月中には発注が必要
聴取年月日時及び聴取場所	平成〇〇年〇月〇〇日 (火) 1 5 時 応接室
説明者役職名及び氏名	営業部長 〇〇〇〇
聴取者役職名及び氏名	課長 〇〇〇〇 主任 〇〇〇〇
担当工事課長の総合評価	落札者として決定する。 ① 資材の調達、労務者の確保が困難とは認められない。 ② 会社の経営状況に問題が認められない。 ③ 手持工事が昨年度同期に比してかなり低下しており、回転資金を確保するため、原価でも施行したいとの強い意欲がある。 ④ 説明態度に自信が見られ、工事内容に適合した履行が可能と考えられる。 落札者として認められない。 ① 資材の調達、労務者の確保方法に具体性がなく不安がある。 ② 長期借入金が年間工事高の2倍以上あり、2年間赤字経営が続いており、経営状況に不安がある。 ③ その他、説明態度に自信が見られず、工事内容に適合した履行は困難と考えられる。

工 種 等	最低入札者の 工事費内訳書 (A)		発注者の積算内訳 (B)		比率 (A / B)	差額 (A - B)
		構成比		構成比		
直接工事費	30,800	81.5%	36,460	67.5%	85.4%	△ 5,660
	土工 11,040		土工 13,380			
	法覆工 2,500		法覆工 3,130			
	排水工 9,760		排水工 10,852			
	路盤工 5,000		路盤工 5,854			
	雑 工 2,000		雑 工 2,594			
	仮設工 500		仮設工 650			
共通仮設費	2,000	5.3%	4,621	8.6%	43.1%	△ 2,641
現場管理費	3,000	7.9%	7,201	13.3%	41.7%	△ 4,201
一般管理費	2,000	5.3%	5,719	10.6%	35.0%	△ 3,719
合 計	37,800	100%	54,021	100%	70.0%	△1 6,221
備 考 欄	工事費内訳書がメートル単価×延長で積算されており分解できない。					

注 (1) 本表は消費税を含まない。

(2) 工種等の区分は判明している範囲内で記入できるところまでで可。したがって、分解できない場合は、合計金額の欄のみに記入しても構わない。その場合は、備考欄にその理由を簡潔に記載すること。

○低入札価格調査の概要

発注担当課 ○ ○ 課

工 事 名 ○○○○道路改良工事（入札日 平成○○年○月○○日）

調査対象業者名 ○○○建設工業㈱

項 目	内 容
1 その価格により入札した理由	昨年度同期に比して、手持工事量が極端に落ちており、回転資金を調達したい。また、施工箇所が本社の目の前の道路であり、是非とも本社が施工したい。
2 手持工事の状況	○○町発注 ○○線道路改良工事 12,000千円 [○○町字○○]
3 当該工事場所と当該入札者の事業所、倉庫、資材置場、他の工事現場等との地理的条件	工事場所は事業所の目の前の道路である。倉庫、資材置場は、事業所に隣接。
4 手持資材の状況	安全施設に係るバリケード等は、3年前に購入したものが残っている。 昨年購入し、自社の空き地に野積みしている敷設用砕石5,000立米を移動する計画があるため、運搬経費は見積もっていない。
5 資材の購入先及び購入先と入札者との関係	人工芝、U型側溝、路盤材・・・資材販売会社（血縁関係） ※桜庭商事・・・社長の実弟 生コンクリート、アスファルト・・・生コン会社（永年取引） ※田沢生コン・・・20年来の取引相手で安価での取引可能
6 手持工事機械及び使用予定機械の供給方法	自社でバックホウ2台、ブルドーザー3台、ダンプトラック10台を所有している。
7 労務者等の具体的供給方法	本工事で使用する労務者は、自社が年間雇用として確保している15名及び下請業者である山田舗装が雇用している労務者である。自社の労務者は熟練工が多く、一時雇用労務者に対して作業時間が短縮できる。
8 下請先及び下請内容	山田舗装・・・舗装工一式
9 過去の県発注工事名及びその工事成績	平成○○年度 ○○土木発注 ○○線道路災害防除工事 19,100千円 73点
10 経営状況	・○○年度（○○年○○月決算）の経営事項審査結果における ①自己資本額 145,000千円 ②経常利益額 6,800千円 ③完成工事高 458,345千円 ・東京商工リサーチ等における情報 ○無 有（ ）
11 建設副産物の搬出地	○○○○は、○○道路改良工事で再利用
12 その他	聴取中の態度に自信があり、相当の受注意欲が見受けられた。

平成 年 月 日

低入札価格調査委員長 殿

担当 工 事 課 長

低入札価格調査結果審査申請書

別添の低入札価格調査書のとおり、落札者として不相当と判断したので、これでよいか審査願います。

【意 見】

- 1 最低入札者の〇〇〇建設工業㈱は、年間約 5 億円程度の完成工事高があるものの、長期借入金が年間完成工事高と同規模程度の 4 億円弱あること、及び過去 2 年間は赤字経営が続いており、経営的に不安があると考えられる。
- 2 聴取時点における同社経営者の態度に自信が見られなかった。
- 3 以上のことから勘案して、適正な工事内容の履行は困難であると考えられる。